曹洞宗檀信徒会館事業本部運営規程中一部変更案

人　事　部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変　更　案 | 現　　　行 | 事　　由 |
|  |  |  |
| （組織）  第２条　本部は、次の役職員をもって組織する。 | （組織）  第２条　本部は、次の役職員をもって組織する。 |  |
| 役員  　　事業本部長　１人  　　事業部長　１人  　　総支配人　１人 | 役員  　　事業本部長　１人  　　参与　９人  　　事業部長　１人  　　総支配人　１人 | 規則に合わせ、字句を削除 |
| 職員  　　従業員　若干人 | 職員  　　従業員　若干人  　　書記及び事務員　若干人  　　その他の職員　若干人 | 規則に合わせ、字句を削除 |
| ２　本部の事情により、前項に規定　する総支配人の設置を省略することができる。 |  | 総支配人の設置省略について、第２項を新設 |
|  |  |  |
| （役職員）  第３条　事業本部長は、宗務総長をもって充て、本部の業務を総理する。 | （役職員）  第３条　事業本部長は、宗務総長をもって充て、本部の業務を総理する。 |  |
|  | ２　参与は、参議及び部長の職にある者をもって充て、本部の運営に参画する。 | 第２条変更に伴い、項を削除 |
| ２　事業部長は、事業本部長の命を　受けて、その業務を統理し、事業　本部長に事故があるときは、その　職務を代理する。 | ３　事業部長は、事業本部長の命を　受けて、その業務を統理し、事業　本部長に事故があるときは、その　職務を代理する。 | 第２項削除に伴い、項を繰り上げる |
| ３　総支配人は、上司の命を受けて、業務を企画推進し、これを遂行して事務を処理する。 | ４　総支配人は、上司の命を受けて、業務を企画推進し、これを遂行して事務を処理する。 | 第２項削除に伴い、項を繰り上げる |
| ４　従業員は、上司の命を受けて、　本部の業務運営及びその事務に従事する。 | ５　職員は、従業員、宗務庁の職員　及びその他の職員をもって充て、　上司の命を受けて業務を遂行し、　事務に従事する。 | 第２項削除に伴い項を繰り上げ、および字句を整理 |
| ５　事業部長は、必要により、事業　本部長の同意を得て本部に嘱託員を置き、特定の業務に従事させることができる。 | ６　事業本部長は、必要により、本部に嘱託員を置き、特定の業務を遂行させることができる。 | 第２項削除に伴い項を繰り上げ、および字句を整理 |
|  |  |  |
| （課の設置）  第４条　本部に、次の課を設置する。 | （長の設置）  第４条　本部に設置する課に、当該課の業務推進を図るため、それぞれの長を置くことができる。 | 見出しを変更  課の設置につき規則から移行するため、字句を整理 |
| （１）　業務課 |  | 業務課について規則から移行するため、第１号を新設 |
| （２）　営業課 |  | 営業課について規則から移行するため、第２号を新設 |
| （３）　宿泊課 |  | 宿泊課について規則から移行するため、第３号を新設 |
| （４）　料飲課 |  | 料飲課について規則から移行するため、第４号を新設 |
| （５）　調理課 |  | 調理課について規則から移行するため、第５号を新設 |
| ２　事業部長は、前項のそれぞれの　課の業務推進のため、従業員のうちから課長、課長補佐、係長及び主任を任命することができる。 | ２　前項のそれぞれの長は、事業本部長が任命する。 | 各課の役職の任命につき整備するため、字句を整理 |
| ３　前項のそれぞれの者の職務その他必要な事項は、別に定める。 | ３　第１項のそれぞれの長の呼称、　職務その他必要な事項は、別に定める。 | 字句を整理 |
|  |  |  |
| （本部の業務）  第５条　本部の業務は、次のとおりとする。 |  | 本部の業務について第５条を新設 |
| （１）　曹洞宗檀信徒会館の業務に関する事項 |  | 檀信徒会館の業務　について、第１号を新設 |
| （２）　曹洞宗檀信徒会館運営委員会の事務に関する事項 |  | 運営委員会の事務　について、第２号を新設 |
| （３）　主務に属する調査、統計　並びに文書の編集及び保管に関する事項 |  | 調査、統計、文書　の取扱いについて、第３号を新設 |
|  |  |  |
| （運営細目）  第６条　この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、庁議において決定する。 | （運営細目）  第５条　この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、庁議において決定する。 | 第５条新設に伴い、条を繰り下げる |
|  |  |  |
| 附　則（　 年　 月　 日） |  |  |
| １　この変更規程は、曹洞宗規則の　一部を変更する規則施行の日（平成  　 年　 月　 日）から施行する。 |  | 規則変更に連動する旨を整備 |
| ２　この変更規程施行の際、現に本部の課長、課長補佐、係長及び主任の職にある者は、変更後の規定により任命されたものとみなす。 |  | 各課の役職者に係る経過措置を整備 |
|  |  |  |